

平成25年6月10日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 馬 場 信 哉

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州債務問題や新興国の景気減速による世界経済の低迷、またこれらを背景とした円高の進行、国内需要の停滞など足踏み状態が続く中で推移いたしました。しかしながら、期後半においては、政府の積極的な金融・経済対策などを背景に、為替相場が円安基調となり、また、株式相場も上昇に転じるなど、景気回復に向けて期待が高まる中で推移しました。

このような中、当社グループの売上高は、自動車関連製品が好調に推移したものの、中国市場の競争激化や国内メーカーの海外生産シフト、さらには半導体不況による設備投資低迷等の影響を受け、前年度比9.1%減の113億3千3百万円となりました。

売上高の内訳につきましては、自動車関連の需要回復により抵抗溶接電極が増加したほか、原子力関連の設備メンテナンス需要により、超硬リング製品が増加しました。また、OA機器や医療用途等の需要増により、タングステン線及び棒製品は堅調に推移しました。

一方、主力商品であるNTダイカッターは、海外向けがアジア新興国及び米国向けを中心に伸びたものの、国内向けは需要が減少し低調に推移しました。また、ハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板はHDDの世界的な需要の減少や円高の影響を受け減少したほか、電気接点製品が中国において住宅関連等の需要低迷により減少しました。さらに、デジタルカメラ用超精密加工品は顧客の海外生産シフトや新興国の低価格品の伸長により減少しました。

その他では、産業用機器及び装置が中国市場では合理化、省力化投資の需要増により増加したものの、国内においては半導体関連の設備投資減の影響を受け低調に推移しました。

損益面におきましては、新市場の掘り起こしや新商品の販売拡大に注力するとともに、徹底した経費削減を行い業績の改善に取り組みましたが、主力商品の売上減少に加え、中国市場での販売低迷、原材料価格の高止まりによる原価率の悪化などにより、中国事業の経営成績が当初の見通しを大きく下回りました。これらにより、営業損失は前年度の2億円から4億5百万円と赤字幅が拡大しました。経常損失は、円安による為替差益等営業外損益の改善もありましたが、営業損失の影響が大きく、前年度の2千万円から2億5千万円となりました。また、当期

純損益は、当社が保有する投資有価証券の売却により 2 億 2 千 5 百万円の特別利益を計上する一方、海外事業関連損失として 4 億 4 千 2 百万円、中国子会社の固定資産の減損損失として 3 億 7 千 5 百万円の特別損失を計上した結果、前年度の 2 億 1 千 9 百万円の当期純利益から 7 億 9 千 4 百万円の当期純損失と大幅な赤字決算となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、機械及び装置等の更新を主に 4 億 2 千万円の投資を行いました。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賄っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成21年度 (第99期)	平成22年度 (第100期)	平成23年度 (第101期)	平成24年度 (第102期)
売 上 高	百万円 8,705	百万円 11,806	百万円 12,469	百万円 11,333
経 常 利 益	百万円 △305	百万円 242	百万円 △20	百万円 △250
当 期 純 利 益	百万円 △289	百万円 351	百万円 219	百万円 △794
1株当たり当期純利益	円 銭 △11 71	円 銭 14 35	円 銭 8 96	円 銭 △32 43
総 資 産	百万円 15,783	百万円 16,229	百万円 16,094	百万円 15,435
純 資 産	百万円 7,508	百万円 8,012	百万円 7,919	百万円 6,819

(5) 対処すべき課題

国際的な経済環境は、欧州では債務危機等により低成長が見込まれるものの、アジア圏では中国の景気回復や東南アジア諸国の内需拡大により、成長のペースが高まっていくものと思われます。また、米国では財政問題はあるものの、住宅市場の正常化や個人需要の持ち直しによりゆるやかな成長が見込まれ、世界経済は上昇傾向を保ちながら推移するものと思われます。

一方、国内経済は、政府及び日銀の財政・金融政策により設備投資、個人消費の伸びが期待され、また、海外経済の持ち直しや円安による輸出環境の好転により、国内の景気は回復傾向を示しながら推移するものと思われます。

こうした中、当社は海外の事業体制を再構築し、今後は新商品の早期投入とともに、より高機能・高品質商品の販売強化を図り収益構造の改善を進めてまいります。また、新興国市場の成長に対応するため、ASEAN地域などでの海外販売にも注力し、自動車関連市場や衛生用品市場等での当社商品のシェア拡大を目指してまいります。

新たな市場分野では医療関連製品の受注拡大に取り組むとともに、既存製品の改良・応用化製品や新用途提案により新市場での事業拡大を目指します。

当社グループは、今後も早期黒字化と更なる飛躍を目指すべく、技術の研鑽や徹底した“ものづくり”を追求し、お客様のニーズに的確にお応えすることで、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、粉末冶金を主たる事業としております。

セグメント	主 要 製 品 等
粉 末 冶 金	タングステン及びモリブデン線・棒・板、電気接点、電極、磁気ヘッド基板、超精密加工品、半導体・液晶関連機械部品、NTダイカッター、切削工具、耐摩耐食部品、機械部品、遮蔽材等
そ の 他	産業用機械装置等上記に関連しない製品、不動産管理、保険代理、商品販売等

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、
大阪支店（大阪府）、九州支店（佐賀県）
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、
宇美工場（福岡県）
- ②子 会 社 株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社エヌ・ティーサービス（福岡県）
恩梯（上海）商貿有限公司（中国上海市）
上海電科電工材料有限公司（中国上海市）
上海三義精密模具有限公司（中国上海市）
四平恩梯タングステン高技術材料有限公司（中国吉林省）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
恩梯（香港）有限公司（中国香港特别行政区）（注）1
- ③関連会社 S Vニッタン株式会社（タイ国バンコク市）
四平日本タングステン有限公司（中国吉林省）（注）2
九江日本タングステン有限公司（中国江西省）

- (注) 1. 恩梯（香港）有限公司は、恩梯（上海）商貿有限公司100%出資の子会社であり、当社は間接所有となります。
2. 四平日本タングステン有限公司は、現在清算手続き中であります。

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
912名	13名減

- (注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数96名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社 昭和電気接点工業所	百万円 10	100.0 %	電気接点、その他電子部品の製造販売
株式会社 福岡機器製作所	百万円 20	100.0 %	産業用機械装置類の製造販売並びに修理に関する工事
株式会社 エヌ・ティーサービス	百万円 10	100.0 %	不動産の管理、損害保険・生命保険代理業、商品販売
恩梯（上海）商貿有限公司	百萬元 9	100.0 %	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売
上海電科電工材料有限公司	百万米ドル 6	60.0 %	電気接点製品の製造販売
上海三義精密模具有限公司	百万米ドル 3	100.0 %	産業用機械装置及び部品の製造販売並びにN Tダイカッターの再研磨加工
四平恩梯タングステン高新材料有限公司 (注) 1	百萬元 22	51.0 %	タングステン線・棒の製造販売
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.	千米ドル 24	100.0 %	金属加工製品の加工及び販売
恩梯（香港）有限公司 (注) 2	千米ドル 20	100.0 % (100.0)	タングステン・モリブデンを主とする非鉄金属材料・加工製品、超硬合金・セラミック製品の販売

(注) 1. 四平恩梯タングステン高新材料有限公司は、債務超過会社であり、合併先と今後の事業の方向性について協議を続けております。

2. 出資比率の()は、間接所有の割合を内書きで示しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,568 <small>百万円</small>
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	643
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	581
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	559
株 式 会 社 り そ な 銀 行	431

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式総数 24,491,125株
(自己株式 1,286,475株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 4,121名 (前事業年度末比133名減)
(うち議決権を有する株主数3,401名)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
九 州 電 力 株 式 会 社	千株 1,666	% 6.80
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,200	4.90
日 本 タ ン グ ス テ ン 従 業 員 持 株 会	813	3.32
日 本 タ ン グ ス テ ン 取 引 先 持 株 会	661	2.69
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	643	2.62
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	601	2.45
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	509	2.07
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	500	2.04
日 立 金 属 株 式 会 社	500	2.04
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	410	1.67

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を1,286千株保有しております。
2. 持株比率は自己株式 (1,286千株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	回次	第1回新株予約権
発行決議の日		平成19年8月10日
新株予約権の数		66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	66,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	273千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間		平成19年8月28日から 平成39年8月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
保有状況	取締役(社外取締役を除く.) 保有数 目的である株式の数	2名 27個 27,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第2回新株予約権	
発行決議の日	平成20年8月8日	
新株予約権の数	120個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	120,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	142千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月27日から 平成40年8月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	2名 54個 54,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第3回新株予約権	
発行決議の日	平成23年2月9日	
新株予約権の数	51個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	51,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	141千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日から 平成43年2月25日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	7名 51個 51,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

項目 \ 回次	第4回新株予約権	
発行決議の日	平成24年2月9日	
新株予約権の数	49個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個当たり)	49,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	152千円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	1円
新株予約権の行使期間	平成24年2月28日から 平成44年2月27日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 保有数 目的である株式の数	7名 49個 49,000株

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
取締役会長	吉 田 省 三	S Vニッタン株式会社 代表取締役副会長
代表取締役 取締役社長	馬 場 信 哉	上海電科電工材料有限公司 董事長
常務取締役	坂 口 茂 也	営業本部長 恩悌（上海）商貿有限公司 董事長
常務取締役	徳 本 啓	技術製造本部長兼基山工場長 上海三義精密模具有限公司 董事長
取 締 役	高 嶋 好 夫	飯塚工場長兼金材部品部長
取 締 役	大 島 正 信	業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当
取 締 役	後 藤 信 志	四平恩悌タングステン高技術材料有限公司総経理
取 締 役	山 元 春 義	九州電力株式会社 代表取締役副社長 戸畑共同火力株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	田 中 和 昭	
監 査 役	小 島 庸 匡	小島公認会計士事務所代表
監 査 役	斉 藤 芳 朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士
監 査 役	渋 田 民 夫	

- (注) 1. 監査役田中和昭氏は、平成24年6月27日開催の第101期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 監査役増田秀雄氏は、平成24年6月27日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 取締役山元春義氏は、社外取締役であります。
4. 監査役小島庸匡、斉藤芳朗並びに渋田民夫の各氏は、社外監査役であります。

5. 監査役小島庸匡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役小島庸匡並びに渋田民夫の両氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役渋田民夫氏は、平成24年7月1日付で株式会社西日本新聞社特別論説委員を退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	93百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	20百万円 (9百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役3名の使用人給与と相当額24百万円を支払っております。
2. 当事業年度に係る取締役賞与は支給しておりません。また、取締役(社外取締役を除く)の支給額には、平成24年2月9日開催の取締役会決議によりストックオプションとしての新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外 取締役	山元春義	九州電力株式会社	代表取締役副社長	(注) 1
		戸畑共同火力株式会社	代表取締役社長	(注) 2
社外 監査役	小島庸匡	小島公認会計士事務所	代表	(注) 2
社外 監査役	斉藤芳朗	徳永・松崎・斉藤法律事務所	代表弁護士	(注) 3
社外 監査役	渋田民夫			(注) 2・4

- (注) 1. 九州電力株式会社は、当社の筆頭株主であります。
2. 当社との間に特別の関係はありません。
3. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。
4. 監査役渋田民夫氏は平成24年7月1日付で株式会社西日本新聞社特別論説委員を退任しました。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外 取締役	山元春義	当該事業年度の取締役会 9 回中 7 回に出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。
社外 監査役	小島庸匡	当該事業年度の取締役会 9 回中 8 回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には 8 回のすべてに出席し、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	斉藤芳朗	当該事業年度の取締役会 9 回中 8 回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には 8 回のすべてに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
社外 監査役	渋田民夫	当該事業年度の取締役会 9 回中 8 回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要な意見を述べております。また、同じく監査役会には 8 回のすべてに出席し、主に公共性、倫理性の高い報道機関で培った知識・見地から発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任については、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 29百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 29百万円
財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り会計監査人を解任することとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査役会は株主総会の付議議案とすることの同意もしくは取締役会へ付議議案とすることを請求し、取締役会はそれを審議します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員が全社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所・子会社にコンプライアンス担当者を置いて全役員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の順守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するため、グループ共通のコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、グループ内通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、グループ全体が毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社及び当社グループにおけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、全社のリスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとして

おります。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、常勤取締役をメンバーとする常務会を定期的で開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限及び意思決定ルール の制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社グループの管理について関係会社管理規程に従って、経営についてはその自主性を尊重しつつ、定期的な事業内容の報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、グループ会社との連携を強化し、グループ経営の一体化を図るため、関係会社の統括的な管理を経営企画部が行い、関係会社との協議や助言を行っております。また、内部監査室は当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について定期的に監査を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査役 の職務を補助すべきスタッフを置き、監査役スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査役スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査役に帰属し、その人事異動、人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されており、また、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会などの重要な会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに監査役に報告しております。また、「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられた情報が監査役に報告される体制としております。内部監査室は監査役へ内部監査の実施状況

及びその内容について適時に報告しております。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に取り締役社長と意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を尊重し、当社の企業価値の源泉やステークホルダーとの信頼関係を壊すことなく、中長期的な視点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を真摯に目指す者でなければならないと考えています。

もとより当社は、上場会社である当社の株式は資本市場において自由に取引されるべきものであり、当社株式の大量の買付行為につきましても原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。

しかしながら、近時のわが国資本市場においては、買付行為の内容を判断するに足る必要な情報を提供することなく、また対象会社の経営陣や株主との十分な協議や合意の形成を経ることなく、一方的に株式の大量の買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

このような大量の買付行為の中には、十分な情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、取締役会が当該買付行為の内容の検討や代替案の提案等を行うための十分な時間を与えないもの、真摯に会社の経営を行う意思に乏しいものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もないとはいえません。

当社としましては、当社の企業価値の源泉は、①材料技術と加工技術を融合した高度な粉末冶金技術、②熟練した技術を有する従業員の存在、③重要な取引先、顧客、地域社会等のステークホルダーとの間で長年に亘って構築された緊密な信頼関係、④現経営者と従業員との密接な信頼関係にあると考えております。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保又は向上させるためには、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠ですが、当社株式の大量の買付行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をするのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することとなると考えます。

したがって、当社は上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上のための取組み

当社は1931年の創業以来、タングステン、モリブデン等のレアメタル及びファインセラミックス等を用い、高付加価値商品を幅広い産業分野に提供しております。照明用タングステン線・棒から事業を開始し、これまでにタングステン合金電気接点、超硬合金製品、ファインセラミックス製品等の先進的な製品まで、材料技術をベースに超精密加工製品へと順次、事業領域を拡大してまいりました。当社は、この材料技術と加工技術を融合した高機能商品を創造するとともに、常にお客様の視点に立って長年に亘り誠実且つ堅実なものづくりの経営により、社会への貢献を果たしてまいりました。

当社は、更なる高収益企業体質への転換を進めるため、継続的に中期経営計画に取り組んでおり、概要は以下のとおりであります。

a. 経営戦略

当社グループは目指すべきビジョンとして、「グローバルなお客様や社会への貢献」を掲げ、新技術・新商品の創出、ものづくりの強化を進め、特に中国・アジアを中心とした製造及び販売拠点を設置し、グローバルな収益拡大を図ってまいります。また、いかなる事業環境下においても黒字を維持するために「重点商品による収益の確保」を継続的に推進し、今後も企業価値の向上を目指します。

b. 事業戦略

半導体・自動車・照明などの既存の「基盤事業分野」に、「環境・エネルギー分野」「インフラ関連分野」「先端分野」を加えた事業領域を中心に展開してまいります。特に液晶・光学機器関連商品、サニタリー関連耐摩商品、エネルギー関連商品等は全社的な取組みで、経営資源を集中し、成長させてまいります。

c. 新商品戦略

新商品の開発に関しては、戦略組織を中心に徹底したマーケティング指向でコア技術・注力商品について新用途・新市場の探索を行います。その中から開発テーマを選択し、新商品を開発します。

d. 海外展開

成長市場における販売拠点を整備し、海外における売上高を拡大させてまいります。また、中国・タイを中心としたアジア地域の製造拠点を拡充・強化し、原価の圧縮や技術移転等を図りながら、グループの更なる収益力及び

競争力の強化に努めてまいります。

イ. コーポレートガバナンスの充実について

当社は、法令を順守し適正な企業活動を通じて、経営の透明性、効率性を確保し、経営の監督と執行及び監査が有効に機能した統治体制のもとで企業価値を向上させ、株主、顧客、地域社会から信頼される企業となるよう、内部監査機能の充実、コンプライアンスの徹底した取組みによる企業統治の充実を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役は8名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。取締役の任期は、株主の皆様の意向をより適時に反映させることを目的として、1年としております。

当社の取締役会は、法令・定款に基づき決議を要する事項のほか、重要事項に関して審議し、また、業務執行状況においても随時報告がなされております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うことを目的に、常勤役員で構成する常務会を、原則として毎週開催しております。

常勤監査役は、取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、会計監査人、社内スタッフなどから報告を受けるとともに、子会社、関連会社への監査を行っております。社外監査役は、財務報告における内部統制監査の整備、運用状況及び監査の状況について、常勤監査役より適時報告を受け、意見等を行っております。また、取締役社長と意見交換を行い、業務の執行状況等について把握するほか、常勤監査役より、内部監査、監査役監査の状況や、会計監査人による監査の状況等について、適時、報告を受け、意見及び助言を行っております。

内部監査体制におきましては、取締役社長直属の機関として内部監査室を設置しており、会社の業務運営が経営方針、諸規程に準拠して適正に行われているかを監査し、その結果を取締役社長に報告しております。また、内部監査室は、監査計画を監査役に報告するとともに、その実施状況及び内容について適時報告しております。

コンプライアンス体制におきましては、法令を順守し適正な企業活動を通じてガバナンス機能を充実させるため、コンプライアンス担当役員を1名設置しております。

内部統制体制におきましては、取締役社長をはじめ、経営企画部を主幹部門として、その整備、運用を行っております。内部監査室は、社内規程に基づいて財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の監査を行い、監査役は、監査内容について確認しております。また、会計監査人による監査において

は、監査役は、監査方法及び結果の妥当性を確認しております。

リスクマネジメント推進体制におきましては、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るため、リスクマネジメント委員会を設け、リスクの把握と評価、対応策を検討し、リスクが顕在化した場合の影響を極小化するリスクマネジメント活動を行っております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の更新を決定し(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)、その後、平成23年6月28日開催の当社第100期定時株主総会において、本対応方針への更新をご承認いただきました。本対応方針への更新の目的及び本対応方針の概要は、次のとおりであります。

ア. 本対応方針導入の目的

上記①記載の基本方針に基づいて、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する大規模買付行為(下記イ.に定義されます。以下同じです。)に対しては、適切な対抗措置を迅速且つ的確に発動することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、以下のとおりの本対応方針への更新を行っております。

イ. 本対応方針の概要

a. 本対応方針は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされ

れようとする場合において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めるものです。

- b. 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社は、当社取締役会決議(一定の場合には株主総会決議)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置(原則として、差別的行使条件及び差別的取得条項付きの新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。)を発動することがあります。
- c. 本対応方針においては、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、本対応方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

- ④上記②の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員等の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様

の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①に記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ⑤上記③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針への更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるとして行われたものであり、上記①に記載の基本方針に沿うものです。

また、当社取締役会は、本対応方針は、以下の各点に照らして、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a. 株主意思を重視するものであること

本対応方針への更新は、株主の皆様のご意思を確認するため、平成23年6月28日開催の当社第100期定時株主総会における承認可決を経て行われたものであり、株主の皆様のご意思が反映されております。また①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

b. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、東京証券取引所

の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

- c. 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって更新が行われたこと

本対応方針への更新は、上記③ア.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、行われたものです。

- d. 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- e. 独立委員会の設置

上記③イ.c.に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

- f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとなっており、本対応方針は、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への継続かつ安定的な利益配当を基本方針とし、当期の業績、今後の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案し配当を行っております。

配当の基準として、単体の当期純利益の30%相当を目安に利益配分を行っております。また、資本効率の向上を目的として、適宜自己株式を取得し、配当とあわせて株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

こうした方針のもと、当期の利益配当金につきましては、多額の当期純損失を計上したことから、甚だ遺憾ながら、期末配当金を見送りさせていただきたく存じます。株主の皆様には、誠に申し分けなく心よりお詫び申し上げます。この結果、当期の配当金はすでに実施した中間配当による2円となります。

今後とも株主の皆様への利益還元を最重要課題のひとつとして、業績の回復に尽力し、皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,872	流動負債	5,861
現金及び預金	2,834	支払手形及び買掛金	1,422
受取手形及び売掛金	3,406	短期借入金	3,016
商品及び製品	267	リース債務	100
仕掛品	1,153	未払法人税等	109
原材料及び貯蔵品	793	賞与引当金	279
繰延税金資産	0	海外事業関連損失引当金	308
その他	428	その他	623
貸倒引当金	△13		
固定資産	6,563	固定負債	2,753
有形固定資産	3,570	長期借入金	1,436
建物及び構築物	2,046	リース債務	120
機械装置及び運搬具	1,000	繰延税金負債	668
工具、器具及び備品	143	退職給付引当金	408
土地	293	資産除去債務	25
リース資産	37	その他	93
建設仮勘定	49		
無形固定資産	71	負債合計	8,615
のれん	20		百万円
リース資産	37	(純資産の部)	
その他	13	株主資本	6,652
投資その他の資産	2,921	資本金	2,509
投資有価証券	1,312	資本剰余金	2,229
賃貸不動産	1,520	利益剰余金	2,194
その他	119	自己株式	△281
貸倒引当金	△31	その他の包括利益累計額	82
		その他有価証券評価差額金	301
		為替換算調整勘定	△219
		新株予約権	29
		少数株主持分	55
		純資産合計	6,819
資産合計	15,435	負債・純資産合計	15,435

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 11,333
売 上 原 価		9,551
売 上 総 利 益		1,781
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,186
営 業 損 失		405
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	23	
そ の 他	440	464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	74	
そ の 他	234	308
経 常 損 失		250
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	225	225
特 別 損 失		
減 損 損 失	375	
海 外 事 業 関 連 損 失	442	817
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		842
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	122	
法 人 税 等 調 整 額	△20	102
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		944
少 数 株 主 損 失		150
当 期 純 損 失		794

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
株主資本		
資本金	当期首残高	2,509
	当期末残高	2,509
資本剰余金	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
利益剰余金	当期首残高	3,111
	当期変動額 剰余金の配当	△122
	当期純損失	△794
	当期末残高	2,194
自己株式	当期首残高	△280
	当期変動額 自己株式の取得	△0
	当期末残高	△281
株主資本合計	当期首残高	7,569
	当期変動額	△917
	当期末残高	6,652

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	395
	当期変動額 (純額)	△93
	当期末残高	301
為替換算調整勘定	当期首残高	△277
	当期変動額 (純額)	58
	当期末残高	△219
その他の包括利益累計額合計	当期首残高	118
	当期変動額	△35
	当期末残高	82
新株予約権	当期首残高	27
	当期変動額 (純額)	1
	当期末残高	29
少数株主持分	当期首残高	203
	当期変動額 (純額)	△147
	当期末残高	55
純資産合計	当期首残高	7,919
	当期変動額	△1,099
	当期末残高	6,819

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,929	流動負債	4,957
現金及び預金	2,402	支払手形	96
受取手形	271	買掛金	804
売掛金	2,879	短期借入金	2,088
商品及び製品	156	長期借入金(1年内返済)	696
仕掛品	955	リース債務	17
原材料及び貯蔵品	751	未払金	173
前払費用	33	未払費用	184
未収入金	260	未払法人税等	105
その他	220	預り金	136
貸倒引当金	△1	賞与引当金	258
		債務保証損失引当金	82
		海外事業関連損失引当金	308
		その他	5
固定資産	6,199	固定負債	2,670
有形固定資産	3,073	長期借入金	1,436
建物	1,804	リース債務	40
構築物	142	繰延税金負債	667
機械及び装置	664	退職給付引当金	408
車両運搬具	0	長期預り金	47
工具、器具及び備品	120	資産除去債務	25
土地	285	その他	44
リース資産	26		
建設仮勘定	29	負債合計	7,628
無形固定資産	28	(純資産の部)	百万円
ソフトウェア	5	株主資本	6,171
リース資産	23	資本金	2,509
		資本剰余金	2,229
		資本準備金	2,229
投資その他の資産	3,097	利益剰余金	1,714
投資有価証券	786	その他利益剰余金	1,714
関係会社株式	305	買換資産圧縮積立金	912
関係会社出資金	321	別途積立金	1,000
関係会社長期貸付金	111	繰越利益剰余金	△198
貸貸不動産	1,537	自己株式	△281
その他	65	評価・換算差額等	299
貸倒引当金	△31	その他有価証券評価差額金	299
		新株予約権	29
資産合計	14,129	純資産合計	6,500
		負債・純資産合計	14,129

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円 9,429
売 上 原 価		7,619
売 上 総 利 益		1,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,725
営 業 利 益		84
営 業 外 収 益	百万円	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	90	
そ の 他	392	483
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
そ の 他	159	204
経 常 利 益		363
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	225	225
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	510	
海 外 事 業 関 連 損 失	649	1,160
税 引 前 当 期 純 損 失		571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107	
法 人 税 等 調 整 額	△20	86
当 期 純 損 失		657

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
株主資本		
資本金	当期首残高	2,509
	当期末残高	2,509
資本剰余金		—
資本準備金	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
資本剰余金合計	当期首残高	2,229
	当期末残高	2,229
利益剰余金		
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	当期首残高	946
	当期変動額 買換資産圧縮積立金の取崩	△33
	当期末残高	912
別途積立金	当期首残高	1,000
	当期末残高	1,000
繰越利益剰余金	当期首残高	547
	当期変動額 買換資産圧縮積立金の取崩	33
	剰余金の配当	△122
	当期純損失	△657
	当期末残高	△198
利益剰余金合計	当期首残高	2,494
	当期変動額	△780
	当期末残高	1,714

科 目	残高及び変動事由	金 額
		百万円
自己株式	当期首残高	△280
	当期変動額 自己株式の取得	△0
	当期末残高	△281
株主資本合計	当期首残高	6,952
	当期変動額	△780
	当期末残高	6,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	393
	当期変動額 (純額)	△93
	当期末残高	299
新株予約権	当期首残高	27
	当期変動額 (純額)	1
	当期末残高	29
純資産合計	当期首残高	7,373
	当期変動額	△872
	当期末残高	6,500

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

日本タングステン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白水 一信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年5月23日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白水 一 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内藤 真 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月24日

日本タングステン株式会社 監査役会

(自署押印)

常勤監査役	田 中 和 昭	Ⓢ
社外監査役	小 島 庸 匡	Ⓢ
社外監査役	斉 藤 芳 朗	Ⓢ
社外監査役	洪 田 民 夫	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<p>よし だ しょう ぞう 吉 田 省 三 (昭和18年4月20日生)</p>	<p>昭和42年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同社執行役員大分支店長 平成15年6月 同社退任 平成15年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成22年6月 当社取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) SVニッタン株式会社代表取 締役副会長</p>	179,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	ば ば しん や 馬 場 信 哉 (昭和31年7月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年6月 当社セラミック部長兼宇美工 場長 平成18年6月 当社経営企画部長 平成21年6月 当社取締役業務本部長兼経営 企画部長、コンプライアンス 担当 平成22年4月 当社取締役業務本部長、コン プライアンス担当 平成22年6月 当社代表取締役 取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 上海電科電工材料有限公司董 事長	71,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さか ぐち しげ や 坂 口 茂 也 (昭和27年9月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年6月 当社研究開発センター長 平成17年4月 当社超硬部品部長 平成18年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業 部長 平成22年4月 当社取締役営業本部長 平成22年6月 当社常務取締役営業本部長 平成22年12月 当社常務取締役営業本部長兼 営業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 恩悌(上海)商貿有限公司董 事長	55,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	<p style="text-align: center;">とく もと けい 徳 本 啓 (昭和32年4月3日生)</p>	<p>昭和60年2月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成21年4月 当社基山工場長 平成21年6月 当社取締役製造本部長兼基山 工場長 平成22年6月 当社常務取締役製造本部長兼 基山工場長、基礎技術センタ ー担当 平成23年4月 当社常務取締役技術製造本部 長兼基山工場長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 上海三義精密模具有限公司董 事長</p>	62,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	<p style="text-align: center;"> <small>たか</small> <small>しま</small> <small>よし</small> <small>お</small> 高 嶋 好 夫 (昭和30年12月5日生) </p>	<p> 昭和57年4月 当社入社 平成13年12月 当社品質保証部長 平成16年4月 当社電材部品部長 平成21年4月 当社管理部長 平成22年4月 当社飯塚工場長兼金材部品部 長 平成22年6月 当社取締役飯塚工場長兼金材 部品部長 現在に至る </p>	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	<p style="text-align: center;">おおしままさのぶ 大島正信 (昭和34年3月31日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社総務人事部長 平成22年6月 当社取締役業務本部長兼経理 部長、コンプライアンス担当 平成24年4月 当社取締役業務本部長兼経営 管理部長、コンプライアンス 担当 現在に至る</p>	28,000株
7	<p style="text-align: center;">ごとうしんじ 後藤信志 (昭和34年3月19日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成18年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場 長 平成21年4月 当社営業部営業推進室長 平成22年4月 当社営業部長 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成22年12月 当社取締役四平恩梯タングス テン高技術材料有限公司総 経理 現在に至る</p>	22,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	<p style="text-align: center;">やま もと はる よし 山 元 春 義 (昭和22年4月25日生)</p>	<p>昭和47年4月 九州電力株式会社入社 平成17年7月 同社執行役員大分支店長 平成19年6月 同社上席執行役員川内原子力 発電所長 平成21年3月 同社上席執行役員川内原子力 総合事務所長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員川内 原子力総合事務所長 平成23年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る 平成23年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 九州電力株式会社代表取締役 副社長 戸畑共同火力株式会社代表取 締役社長</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と取締役との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、馬場信哉氏は、上海電科電工材料有限公司の董事長を兼務し、同社は当社から技術指導を受けているほか、金融機関に対する債務保証を受けております。
3. 取締役候補者のうち、徳本啓氏は、上海三義精密摸具有限公司の董事長を兼務し、同社は当社から技術指導を受けているほか、金融機関に対する債務保証を受けております。
4. 山元春義氏は、社外取締役候補者であります。
山元春義氏を社外取締役候補者とした理由は、現在、九州電力株式会社代表取締役副社長の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切なお意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は、山元春義氏との間で責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と本契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告16頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
5. 山元春義氏の当社社外取締役の就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役斉藤芳朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
さいとうよしろう 斉藤芳朗 (昭和33年12月5日生)	昭和62年3月 司法研修所(第39期)終了 昭和62年4月 福岡県弁護士会入会 弁護士登録 和智・徳永・松崎法律事務所勤務 昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所勤務 平成5年4月 徳永・松崎法律事務所パートナー弁護士 平成17年1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士 平成21年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士	一株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 斉藤芳朗氏は、社外監査役候補者であります。

斉藤芳朗氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、当社は斉藤芳朗氏との間で責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と本契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容については事業報告16頁の③責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。

3. 斉藤芳朗氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

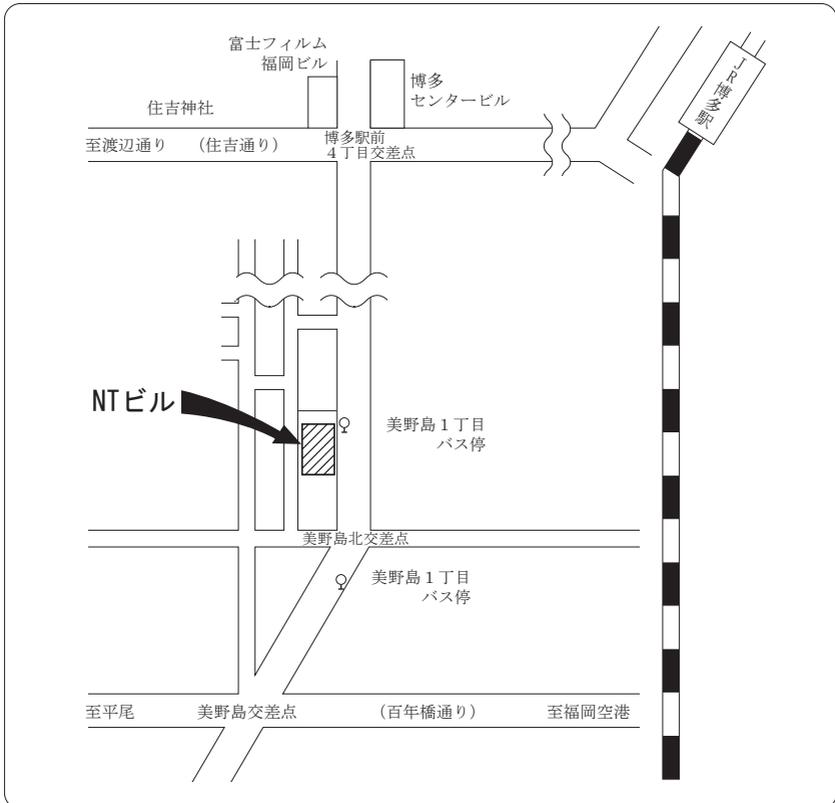
以上

会場ご案内図

福岡市博多区美野島一丁目2番8号

N Tビル 10階大会議室

T E L (092) 415-5500



- JR博多駅より徒歩約15分または車で約5分
- 福岡空港より車で約30分